普通預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. (証券類の受入れ)

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ち に取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の 金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. (振込金の受入れ)

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信 による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. (受入証券類の決済、不渡り)

- (1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその 通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その 証券類は当店で返却します。
- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

5. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名・暗証)により記名押印(または署名・暗証記入)してこの通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の

手続をしてください。

(4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれ を支払うかは当金庫の任意とします。

6. (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお利率は、金融情勢に応じて変更します。

7. (解 約)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記 名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。
- (2) 前項の解約の手続きに加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。
- 8. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「流動性預金共通規定」により取扱います。

以上

決済用普通預金(無利息型)規定

- 1. (取扱店の範囲)
 - 普通預金規定に同じ。
- 2. (証券類の受入れ) 普通預金規定に同じ。
- 3. (振込金の受入れ) 普通預金規定に同じ。
- 4. (受入証券類の決済、不渡り) 普通預金規定に同じ。
- 5. (預金の払戻し) 普通預金規定に同じ。
- (利息)
 この預金には利息をつけません。

7. (解 約)

普通預金規定に同じ。

8. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「流動性預金共通規定」により取扱います。

以 上

2021年10月1日現在